

ベトナム旅行会社招請事業実施業務プロポーザルに係る質疑等について

No.	対象箇所	質疑（要旨）	回答
1	<p>実施要領 5 参加申込書の提出等</p>	<p>参加申込みを行う場合の提出書類について、所在地が外国の会社で申し込みを行う場合、下記の書類はどのようなものになるでしょうか。</p> <p>①交付3か月以内の現在事項全部証明書または履歴事項全部証明書（写） ②直近の財務諸表（貸借対照表および損益計算書） ③交付3か月以内の消費税および地方消費税の納税証明書（写）</p>	<p>提出書類は以下の内容のものを提出願います。</p> <p>①公の機関による会社の存在が証明できる公的証明書の提示を願います。 ②「貸借対照表」とは、企業の資産、負債、純資産の状況を一覧できる決算書類であり、「損益計算書」とは、一定期間における会社の経営成績を表す収支報告となります。提出にあたっては、日本の様式に変換していただき、提出をお願いいたします。 ③消費税は、商品やサービスの消費時に課税される税金であり、会社の所在地において、同様な課税が行われている場合はそれに係る納税証明書の提出を願います。</p>
2	<p>実施要領 6 企画提案書の提出（1）提案内容 イ</p>	<p>・ここでいうメディアは、仕様書3-エ（ア）に記載があるSNS等を利用してという発信方法のことでしょうか。</p>	<p>その通りです。</p>

<p>3</p>	<p>実施要領 6 企画提案書の提出 (1) 提案内容</p>	<p>(1) 提案内容 次の事項について提案すること。 ア 全般 対象市場の現地事情や当市を取り巻く現状などの分析、本事業実施に当たっての基本的な考え方、企画の特徴など イ 活用するメディアの特徴 提案する媒体の特徴, その媒体を使用することが当業務の遂行に当たり優位性が高い理由を示すこと。 ウ 実施内容 ①対象市場の地域性や文化を十分に理解し, 媒体の特長, 現地の興味・関心や話題性を意識した提案とすること。②取材招請の実施についての方法, 工夫等を明らかにすること。③招請時期, プロモーションの露出時期と期間及びその理由を明らかにすること。とあるが, 当該事業は「旅行会社の招請」と理解した場合、この概要中の「媒体・・・」または「メディア」の表現はどのように解釈したらよいか。</p>	<p>実施要領に記載のメディアおよび媒体とは、【仕様書】3 (2) エ(ア)で記載しております招請した旅行会社のSNS等と解していただければと存じます。</p>
<p>4</p>	<p>仕様書 3 業務概要 (2) 業務内容 ウ(ウ)</p>	<p>・FAM トリップコースにおいて、宿泊する地域は3泊以上すべて函館市および渡島・檜山管内であることが必須でしょうか。 (例) 3泊4日コースの例：函館市および渡島・檜山管内 2泊+東京 1泊のようなコースは可能でしょうか。</p>	<p>FAM トリップにおける招請者の宿泊につきましては、全て渡島・檜山管内でお願いします。</p>

5	仕様書 3 業務概要 (2) 業務内容 ウ(エ)	・招請する旅行会社は、ハノイ・ホーチミンそれぞれから2社以上としているが、他都市に有効な旅行会社がある場合は、その旅行会社を提案してもよろしいか。	仕様書のとおりご提案願います。
6	仕様書 3 業務概要 (2) 業務内容 ウ(エ)	・招請する人数は、ハノイ・ホーチミン両地域から同数と招請することになっているが、質問1が可能である場合、各地域からの招請人数の同数が崩れるものであるが、了承いただけるものか。	仕様書のとおりご提案願います。
7	仕様書 3 業務概要 (2) 業務内容 ウ(オ)	・取材地域は、函館市及び渡島・檜山管内でテーマに即した素材のある地域としているが、現状、函館市以外で特に取り上げたいと考えているテーマや地域はあるか。	特にありません。
8	仕様書 3 業務概要 (2) 業務内容 ウ(オ)	取材地域：函館市および渡島・檜山管内でテーマに即した素材のある地域とあるが、「取材地域」とは「視察地域」の認識でよろしいでしょうか。	その通りです。
9	仕様書 3 業務概要 (2) 業務内容 ウ(カ)	・市と招請者の意見交換の場は、会議形式でよろしいか。また、その際は、市側で会議室の用意を行うことは可能であるか。	意見交換の形式は定めておりませんので、提案者の発想にてご提案願います。 場所の確保は、受託者にて確保いただきます。

10	仕様書 3 業務概要 (2) 業務内容 ウ(ク)	業務内容: 招請者との調整および参加者の取りまとめ FAM トリップコースの企画・調整 招請者に係る航空券、宿泊、食事、交通手段および通信手段の確保等の一切の手配 北海道内の通訳・添乗員等の手配となっていますが、中でも「北海道内の通訳・添乗員等の手配」とあるが、通訳は道内に在住される人材に限定されるのか?	限定しません。
11	仕様書 3 業務概要 (2) 業務内容 エ(ア)	造成する旅行商品は、次年度のグリーンシーズン用 (2025 年 4 月以降出発) の商品という認識で良いでしょうか。そうすると予約等は 2025 年 2 月中になされるが、旅行出発は当該事業終了後になります。	造成する旅行商品の旅行期間の指定はありませんが、業務完了時に販売実施結果の報告が必要となります。例えば、旅行出発が当該事業終了後の商品を販売した場合は、実施結果として、予約状況を報告していただくことになります。
12	仕様書 3 業務概要 (2) 業務内容 エ(ア)	・ウで招請した旅行会社の SNS 等を活用して、函館に関する情報を発信すること。とあるが、SNS 以外に当該旅行会社の WEB サイト上の掲載でも良いか。 また、旅行商品造成後の販売方法や時期は当該被招請旅行会社に一任しても良いか。	WEB サイト上での掲載でも構いません。 販売方法や販売時期については、受託者の責任の下行っていただきます。
13	仕様書 3 業務概要 (2) 業務内容 オ	実施概要、実施結果及び効果 (実施により得られた効果やその他二次的な効果、販売状況等) を取りまとめ、報告すること。とあるが、報告書の最終提出期限はいつか。	履行期間の令和 6 年 2 月 28 日までに提出願います。